

山口県立総合医療センター新病院開院支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 プロポーザル方式による「山口県立総合医療センター新病院開院支援業務」の受託者を特定するために、山口県立総合医療センター新病院開院支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するために次に掲げる事項を審議する。

- (1) 受託者の特定に係る方針決定に関すること。
- (2) 提案書の審査及び受託者の特定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、提案に参加する者に対して、援助を行ってはならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、地方独立行政法人山口県立病院機構本部事務局新病院整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 委員

職 名	氏 名	備 考
地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター 院長	武藤 正彦	委員長
地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター 統括副院長	中村 康彦	
地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター 看護部長	田島 真由美	
地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター 事務部次長	田中 泰之	